

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0731第3号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の算定条件の追加が通知されましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2018年(平成 30年) 8月 1日より適用
- 新規収載内容 BRAF遺伝子検査 …… 未受託

【詳細内容】

適用日:平成 30年 8月 1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
BRAF遺伝子検査 〔PCR-rSSO 法〕	2100 点	尿・糞便 等検査 34点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査 「1」悪性腫瘍 遺伝子検査の 「ハ」	(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。)また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。 ア～カ (略) キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査 (2)～(5) (略)

※下線部が「保医発0731第3号」により改正された内容になります。